

経済建設文教常任委員会会議録

【開会】	2
【議案第4号】矢板市営駐車場条例の一部改正について	2
【陳情第20号】市道前岡4号線の拡幅に対する陳情	6
【陳情第11号】公共下水道から市設置型個別合併浄化槽転換の陳情（継続）	8
【委員長報告】	14
【閉会】	14

1 日 時

平成28年6月15日(水) 午前9時55分(開会)～午後2時52分(閉会)

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員(8名) 委員長 宮本妙子
副委員長 伊藤幹夫
委 員 藤田欽哉、佐貫薫、中村久信、
渡邊孝一、今井勝巳、大貫雄二

4 欠席委員 なし

5 説明員(16名)

(1) 農業振興課(2人)

①農業振興課長 津久井保 ②地籍調査班長 石川節夫

(2) 商工林業観光課(1人)

①商工林業観光課長 森田昭一

(3) 都市建設課(5人)

①都市建設課長 阿部正信 ②市街地整備班長 和田理男

③管理住宅担当 谷中清吉 ④建設担当 柳田豊

⑤維持担当 江連康一

(4) 教育総務課(1人)

①教育総務課長 塚原延欣

(5) 生涯学習課(4人)

①生涯学習課長 大谷津敏美智 ②矢板公民館長 田城博子

③泉公民館長 塚原明 ④片岡公民館長 塚原博実

(6) 上下水道事務所(3人)

- ①上下水道事務所長 赤羽尚起 ②下水道班長 高橋弘一
③担当主幹 藤田範行

6 担当書記 相馬 香織

7 付議事件

【議案第4号】矢板市営駐車場条例の一部改正について

【陳情第20号】市道前岡4号線の拡幅に対する陳情

8 会議の経過及び結果

【開会】

○委員長（宮本妙子） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は、成立している。ただいまから、経済建設文教常任委員会を開会する。

（9時55分）

○委員長 この際、議事に入る前に直ちに別紙日程により現地調査を行いたいと思うが、異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認め、現地調査のため暫時休憩する。 （9時56分）

（休憩）

○委員長 休憩前に引き続き、会議を開く。 （13時31分）

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は

【議案第4号】矢板市営駐車場条例の一部改正について

【陳情第20号】市道前岡4号線の拡幅に対する陳情

の2件である。

【議案第4号】

○委員長 最初に「議案第4号 矢板市営駐車場条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○都市建設課長（阿部正信）

（「議案書」6ページを朗読。）

○市街地整備班長（和田理男）

（「議案書」7ページについて、条文の朗読に代えて改正内容説明。）

今回の改正は、7ページ中段にあるとおり利用形態についての一部改正であり、放置自動車に対する措置を新たに規定するもの。

第10条、市長は、駐車場内において、相当の期間にわたって置かれている自動車があるときは、当該放置自動車の所有者及び使用者を調査し、所有者等に対し、利用の中止を命ず

ることができる。2点目として、所有者が判明しないとき、又は所在が不明なため利用の中止を命ずることができないときは、当該放置自動車を自ら撤去し、保管することができるとする、2項目を追加するもの。

- 委員長 これより議案第4号に対し、質疑を行う。質疑はないか。
- 今井委員 第10条で相当の期間とあるが、相当の期間とはどの程度なのか。
- 市街地整備班長 相当の期間とは、おおむね1か月である。
- 今井委員 すでにそのような事例が発生している、今現在進行中かもしれないが、矢板の市営駐車を管理する上で、既にあると我々は解釈してよいか。
- 市街地整備班長 条例改正の経緯としては、そのような事例があるということで、条例改正を検討することになった。
- 中村久信委員 関連して、事例があるとのことだが、どのくらいの事例があるのか。
- 市街地整備班長 期間としては数年のレベル。現在の事例についてはそのような状況である。
- 中村久信委員 動かした形跡がない、そのようなものが数年にわたってあるということか。
- 市街地整備班長 お見込みのとおり。
- 今井委員 関連で聞かが、おおむね1か月とする、30日である。1日あたりいくらとか、時間で料金が当然掛かる。所有者がわかった場合には、撤去するだけではなく、その間の駐車料金等も含めて、撤去と共に発生する費用が出てくるが、それは当然請求することになるわけである。その管理も全部できるのか。
- 市街地整備班長 その部分が市営駐車の料金体系の難しいところである。出ていく時の事後払いなので、相当期間いたとしても、先方が出る時に払いますという話になるとこれは通常使用の一部なので、難しいというのはその点である。先程の例についても、数年経ってしまったというのはそのようなことである。そのような形になって所有者がわかり、所有者から、まだ停めているだけだ、いずれ出ていく時には払って出ると言われると、通常使用の一部になってくる。これについてはなかなか差し止めができない。
そのような事例でこのような長年のケースになってしまうので、条例を改めて精査すると、まず、1か月程度くらいから所有者調べを行い、先方に声掛けを始める。通常使用なのかどうなのかと、あと3か月くらいしたら出ると言われれば、我々はその状態を見守る。絶えず監視し、そのような放置の状態を防止することを、条例の中で規定するという趣旨である。
- 今井委員 我々が街場で借りているのは、月極めで借りている。市営駐車は月極めで貸している訳ではない。そうすると費用の問題も含めて管理運営上、おおむね1か月という表現よりも、例えば期間を切り、跨いで使用する場合については認めないなど、何かその方が却って、今の話を聞いていると、その時の担当者と相手の受け答えによって、役所の対応が変わらざるを得ない。極端な話、明日どかす、1週間後に撤去する、出すとなると、管理する側の対応が相手によって変わってしまうのではないかという気がする。
- 市街地整備班長 先進事例の中では期間を定めて、元々市営駐車なので、長期駐車そのものを禁止しているところも無いわけではない。通常使用なので今回これをするにあたっては、個人の財産をいじることになるので、これについては、あまり始めから厳しく運用するとい

うよりも、段階的に実施するとの判断で行っていきたい。

- 藤田委員 第10条第2項に、所有者等が判明しないとき又は所在が不明なためとある。基本的にナンバープレートが付いているが、付いていない場合は車体番号を調べればわかる。どのような場合を想定しているのか。
- 市街地整備班長 まず、判明しないときは、車体番号もナンバープレートも潰されているか、加工されていてわからないとき。2番目の所在が不明な場合とは、なんらかで住所先にいない、文書を送付しても届かない、連絡する術がないというケースである。
- 藤田委員 当該放置自動車を自ら撤去し保管することができるかとあるが、保管期間はどのくらいか。
- 市街地整備班長 撤去保管期間は、ケースバイケースであると考えている。
- 中村久信委員 関連するが、ケースバイケースであるということだが、これは、撤去することができる、撤去し保管することができるという条例だが、その後いつまでも不明のものを矢板市が保管するということは、当然費用が掛かると思うので、処分できるという項目は別の条例であったか。
- 市街地整備班長 当該駐車場は駐車場法、いわゆる管理法に基づく駐車場である。駐車場法においては、細かい細目、運用については、管理規程を定めて、管理規程によって運用しなさいという規定になっている。その管理規程において、細目を明示するというので、その部分も考慮した管理規程をつくっている。
この管理規程については、駐車場法の定めにより、駐車場内に掲示しなさい、入口に掲示しなさいとなるので、長期駐車の内容についてもその中で明示したいと考えている。
- 渡邊委員 駐車場に止められているのは車だけでなく、バイクや自転車も存在する。その場合は、この規定にあてはめて対応していくのか。
- 市街地整備班長 駐車場は車両のみである。自転車とバイクは自転車駐輪場があり、そちらに停めている。駐輪場については無料だが、放置の点については条例で規定されている。
- 渡邊委員 バイクはどうか。
- 市街地整備班長 バイクも同じである。
- 副委員長（伊藤幹夫） 確認だが、罰則規定は法的に何かあるか。罰則に対して法的な効力があるものはなにかあるか。
- 市街地整備班長 条例上での罰則という中においては、規定はしていない。
- 副委員長 罰則規定はないということか。
- 市街地整備班長 お見込みのとおり。
- 副委員長 これは、考え方によっては産業廃棄物になってしまうのではないか。
- 市街地整備班長 放置物の部分の扱いにおいて、産廃ということで放置物とみるか、駐車場の適正管理でみるかの2通りの側面があるかと思う。物によっては産業廃棄物だが、今回の条例改正は駐車場法の管理の中で運用していく。運用できると判断したものである。
- 佐貫委員 市営駐車場条例ということだが、これは名前のとおり市営の駐車場に適用される条例という認識だと思うが、矢板市が所有している、例えば指定管理に出している駐車場や

道の駅の駐車場など、市営駐車場外への適用はこれでできるのか。それとも別の条例があるのか。

- 市街地整備班長 これは市営駐車場のみである。ご指摘のとおりオープンスペースに対してのこのようなものに対するリスクは、個別に施設ごとに検討していく必要がある。これは飽くまでも市営駐車場のみの条例改正である。
- 佐貫委員 和田班長が言った通り、例えば駐車場が適用された後、そのような方がここは面倒だから他に逃げるといった場合は、個別にやっつけていかなくてはならないということか。
- 市街地整備班長 ご指摘のとおり。
- 中村久信委員 第10条に所有者等に対し利用の中止を命ずることができることとある。所有者が判っていて、命じて従わない時に、先程は罰則が無いということである。応じないときはどうなるのか。
- 市街地整備班長 ケースとしては住宅の明け渡し訴訟のように、料金未納という形だろうが、声掛けすると払うというのが一般的だと思う。相手と連絡が取れていながら我々が動かすことは基本的に越権になってしまう。まして相手に、払う意思があったのにと言われると越権になってしまう。相手と連絡が取れている状態においては、相手方に出る時に払ってくださいますと、中間払いの規定はないので、現在はそのような形になる。
極めてレアなケースだとは思いますが、運用上仮にそのようなケースが出れば、そのようになると思う。
- 大貫委員 この条例を施行して、即対象とする車両は現在あるのか。想定されているのか。
- 市街地整備班長 残念ながらケースとして存在している。
- 大貫委員 あるということか。
- 市街地整備班長 お見込みのとおり。
- 大貫委員 何台か。
- 市街地整備班長 1台である。
- 今井委員 最初、これに該当するものがあるのかと私も聞いたところ、あるとのことであった。今回条例を議決して、そこがスタート、後出しじゃんけんで、遡及して、1か月前か2か月前かわからないが、放置されている自動車があると言っても、この条例がもし今議会で成立しても、その時点で条例が適用になるわけなので、1か月待たなければならない。おおむね1か月ということになると、即解決はしないということか。
- 市街地整備班長 ご指摘のとおり。元々、条例改正をする経緯は、そのようなケースに対応して、現在の条例規定においては、通常使用として、契約内容を守っている方に対する禁止行為はあるが、このような不法に対しての条文が全く入っていないことが発端である。この条例が施行されると、即適用できるか、遡及適用の部分の問題が当然あるが、必要性を認識した時点で条例改正するものであり、その原因物に対しての対応については、これと密接に関係はあるが切り離して考えていきたいと思う。
- 委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第4号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決された。

【陳情第20号】

○委員長 次に、「市道前岡4号線の拡幅に対する陳情」を議題とする。事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局 (「陳情文書表」2ページを朗読)

○委員長 意見はないか。

○今井委員 陳情文書表で、冒頭、議会は大型車両通行禁止を不採択とし大型車両通行可能としたとあるが、私は1年休憩していたので内容について意味がピンとこない。当時の審議等について説明をしてほしい。車両等の通行禁止を不採択としたという経緯について、前回、いつの議会であったのか説明をしてほしい。

○事務局 平成27年7月16日に大型車両の市道前岡4号線通行禁止を求める陳情が提出され、平成27年9月定例会において不採択になっている。

○今井委員 1日何台通っているのか。大型車両の通行量は、審議した時に当局の方で把握していたのか、議会としてもその点について、どの程度の通行量があったのか教えてほしい。

○事務局 前回審議した際に同様の質問が藤田委員からあり、都市建設課長から「当初平成25年5月頃からこの話があり、実際1日ずっと交通量調査はしていないが、1台か2台程度と把握している」と説明があった。

○今井委員 調べていないわけである。わからない。

○都市建設課長(阿部正信) 前回の陳情箇所については、国道4号線が4車線化になったということで、大型車が右折ラインで入れなくなってしまった。今日現場を見たように、駐車して説明したが、そのラインの所である。前回、食堂の区間までの1日の台数は、調査員を付けたわけではないが、先程のように1、2台という表現だったかわからないが、そのような台数が実際に通っていたと説明はした。

今回の陳情箇所はその先線約300メートル区間で、その先北側新幹線に近い方の区間については、大型車がそこを通過して不便を来したという状況は把握していない。今現在調査はしていないが、大型車は入っていないだろうと、今現在は判断している。

○中村久信委員 関連するが、多分に拡幅というのは利用者の利便性、安全性になると思うが、今の話によるとどの程度の利用者があるのか。また、地元等から利用者が多い場合にはそのような話が出てくるかと思うが、この件に関して行政区からは当局に何か話がでているか。

○都市建設課長 先程も話したように、この300メートル区間の中で県道からトラック食堂

の区間についてはあると聞いているが、その先については、行政区長をはじめ住民の方からは、今の段階で大型車が来るので不便を来すということは聞いていない状況である。

○今井委員 前回の審議の内容と今回の陳情は、課長からの説明を聞くと、大型車は300メートル先までは行かないと解釈してよいか。そこまで拡張しなくてもよいと。大型車がここに入ってくる目的は、食堂に入るためであり、300メートル先まで行って、そこから先のどこかに大型車両が行かなければならないための道路ではないと解釈してよいか。

○都市建設課長 都市建設課としては、食堂以北も大型車両の規制はしていないので、今後も全くこの状況で、乗り入れないという規制まではしていないので、この陳情のように今後大型車両が入ってくると当然すれ違いができないのではないかとこの部分では、確かにその先線については規制等はしていないので、通らないという表現は今の段階ではできない状況である。

○今井委員 通らないだろうという前提の話だと思うが、仮に用地買収を含めてこれだけのものを整備するとしたら、市単独事業になると判断するが、仮にこの陳情そのものを執行すると、どのくらいの費用が掛かるか。まだ出ていないと言えばそれまでだが、一般的な常識でこのくらい。用地についての地籍調査も終わっているようなことも書いてあるが、そういったものを含めて、市単独事業として取り組むとしたらどのくらいの費用が掛かるか。

○都市建設課長 標準だが、地籍調査をしており、公団幅は今の現道よりも広いため用地の対応は大丈夫と判断すると、工事費のみのため、300メートルの間に1カ所確保して待避所的なものを設けようとするれば、予算的にも150万円から200万円程度で、待避所的なものが1カ所可能かと思う。

○今井委員 この道路は、地元としては陳情者含めて、地元からも過去に出て、議会の議決があったと、その経過を私達は初めて知らされた。ここには、道路を整備することによって地域住民の利便性を高めるための道路、それとも大型車は入って欲しくない道路を整備した方が良いのか。大型車の規制はできないからもう少しスムーズに入るための道路を整備した方が良いのか。前回の陳情と今回の陳情と、少し疑問を感じる。

○中村久信委員 過去の経過の確認が先程あったが、この文章をみてもそういうところから繋がってきていると感じている。先程確認があったが、この300メートルの区間でどれだけの利用があるのか。当局は手前の入口から何メートルかは確認して1、2台という話があった。その先線については確認がされていない。したがって、その先に待避所を造ることも地籍調査の関係から可能だと、費用を掛ければ可能との答弁があったが、その費用対効果が望めるのか。しなければならない理由があるのかということ、更に調査する必要があるのではないかと感じている。

○大貫委員 先程当局から、いわゆる全面300メートルに対する、地域住民の普通乗用車の利用度の不便性の緊急性はないという判断の話があったが、行政区長からもそのような話は無いということの確認をしたい。不便性の緊急性は認められないということによいか。

○都市建設課長 ここは片岡三区行政区であるが、確認はできなかった。

ただ一点この区間の中で、市道前岡4号線から東北新幹線の部分で国道から入れるカーブ

の部分がある。実は、ここは前岡行政区であり、前岡行政区長から、国道から入ると、南側への右折がしづらいという利用者からの声があるので、是非ここを要望したいということで、このカーブの所、たまたま今回の陳情箇所の区間の一番北側だが、ちょうど接する所。大型車が曲がれるという表現ではなかったのに、地元からは大型車ではなく普通車という解釈はしているが、車が国道から入ると南側に曲がりづらい、ここを曲がりやすくしてほしいとの要望は受けている。今年度ある程度対応できることかと思う。たまたまタイミングがそういうことで、昨年从前岡区長から要望などがある区間の一部で、対応も今進めている状況である。

○大貫委員 今の説明は、直接この300メートルには直結はしないと思うがいかがか。

○都市建設課長 実質、この300メートルの区間の中では、大型車のこの部分でのことではマッチングしないと思っている。ただこの一番北側ということで、この区間の中ではある程度密接であったので、前岡区長からの要望等での対応を今後進めることは今行っている状況である。

○大貫委員 この300メートルを利用する普通乗用車の方々に、直接的な不便性ということではないということによいか。

○都市建設課長 お見込みのとおり。

○委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

○委員長 この件に関しては、費用対効果、その他、どれだけの利用者があるかなど調査研究する必要があるかという意見が多かった。

これより採決する。陳情第20号は、継続審査とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第20号は、継続審査とすることに決定した。

【陳情第11号】

○委員長 次に、前回継続審査とした「陳情第11号 公共下水道から市設置型個別合併浄化槽転換の陳情」を議題とする。朗読を省略して審議に入る。意見はないか。

○中村久信委員 以前から審査をしてきているが、この件に関しては下水道の区域外から外されるということもあるし、外れた所は基本的には個別浄化槽を補助金などをもらいながら個人が設置するという事になっている。しかしながら、あそこは50年位前に造成されたのだと思うが、その間地域として集中浄化槽で処理をしてきている。ということは、先行的に住宅密集地から出る排水を世の中に先駆けて浄化し、きれいな水を確保してきたという実績は当然評価されると思う。そこに来て先の東日本大震災などで、老朽化してきたところへダメージを受けたということがある。

今回、このような形の陳情が出された背景は、各家庭個別に頼ると集中浄化槽が1軒でも残る限り維持しなければならないことになる。したがって、替えるときには一気に全てを替える必要があることからこのような陳情が出てきたと思っている。且つ、国も方向転換があ

り、公共下水道よりは、合併浄化槽の性能が上がっているのをそれを推奨してきているということもある。

また、この方式で言えば、市が所有するという事で設置しても、公共下水道の使用料と同じように、後年負担を個人がしていくということで、その分の先行投資をした分を回収できることにも繋がるという意味合いである。言い換えれば、その地域だけの、地域限定で言えば農業集落排水のような集中がある。ああいったものとの考え方、それを個別に配分したというような考え方も当然できるのではないかというようなこともある。

私としては願意妥当で採択という考えを持っている。

○今井委員 この前の審議内容について教えてほしいが、今ハッピーハイランドで行っているものを矢板市の公共下水道につなげることも書いてあるし、個別に合併浄化槽をこれから付けていく。内容について、中村久信委員からも色々話があった。

当局としては、今後の維持管理、財政負担を考えて、矢板市として選択していくにはどれが一番ベターだと思うのか。今までのものを考えたのと、これから先々の人口減少時代に向けた公共下水の在り方や、合併浄化槽の推進などについて説明してほしい。

○下水道班長（高橋弘一） ハッピーハイランドの下水道の関係については、まず平成8年に下水道に接続ということで請願が出され採択となり、公共下水道で整備をするという方針で今まで進めてきた。

20年ほど経ってしまったが、平成26年にハッピーハイランドの方から要望書ということで、下水道に早期接続をしてほしいとの要望が出された。20年ほど経っていたという状況の中で、公共下水道を整備するには更に時間が掛かるし、費用も掛かるという判断で、地元の方には個別の合併処理で進めてほしいと回答した。

現在、ハッピーハイランドについては、個別の合併浄化槽ではなく、市が設置して維持管理まで行う市町村設置型で進めてほしいというやり取りを進めている段階であり、その中で陳情が出されたという状況である。

公共下水道で行うにしても財政負担がかなり伴うということであり、先程ベターと言っていたが、市の方では通常の合併処理で、補助金でお願いしたいと回答した次第である。

市町村設置型として陳情書に色々記載されているが、市の方で心配しているのは、維持管理については利用料で回収できるとなっているが、適正な利用料を設定しなくてはならないという課題がある。また、交付税でも回収できるとなっているが、交付税も基準財政需要額という方に入ってしまうので、基準財政収入額と差し引くと、元利償還金の半分が現金として入ってくるというものではないので、その分については市の方で負担することになってしまうという懸念がある。一番大きいのはそのような所が懸念される場所である。

○今井委員 今、普通公共下水道は用途地域指定がかかっている都市計画税が掛かっている所を整備していかなければならないが、用途地域外は都市計画税が当然取れない、そのような所の下水道整備に関しては、例えば市設置型で行う場合にも公共下水と同じような制度資金、上からの資金が入ってくるのか。

○下水道班長 市設置型については、1基当たりの基準額が決まっている。色々あり、資料に

- もよくでてくるが、1基当たり102万円という数字が出てくる。その3分の1が国からの補助になる。102万円の10パーセント程度が受益者負担ということで個人の負担になるので、10万円程度。残り57万円程が市の負担金。それは財政上起債して、資金に充てられるという制度になっている。市設置型は3分の1の補助が受けられるという事業である。
- 副委員長 具体的に、もしこれを行うとすると、総事業費はいくら掛かるのか。
- 下水道班長 市設置型の事業費としては、約190戸あるので、102万円の補助基準額ベースだが約1億9,300万円になる。
- 副委員長 それに対して補助が出るということか。
- 下水道班長 この金額の3分の1が国庫補助となる。10パーセントが個人の負担で、残りが市の負担である。
- 渡邊委員 矢板市の下水道計画がある。公共下水道の全体計画の正式名称は何か。
- 下水道班長 公共下水道以外の集排や合併浄化槽まで含めた計画というと、生活排水処理構想というものがある。その構想の下に個別の公共下水道の全体計画がある。
- 渡邊委員 それを近年見直したということか。
- 下水道班長 平成27年度に生活排水処理構想の見直しをしている。
- 渡邊委員 そうすると、今陳情に出ているハッピー以外でも接続をしないことになった地域がある。それは、どことどこで、対象戸数はどのくらいか。
- 下水道班長 戸数までは正確に把握していない。
- 渡邊委員 地域名でよい。
- 下水道班長 地域については、用途地域から外れた区域はほぼ、今まで下水道で整備する方針だったが、今回は個別の合併処理ということで転換になっている。
- 渡邊委員 地域名を教えてほしい。
- 下水道班長 泉地区、ハッピーハイランド、安沢地区、乙畑地区などは除いている。
- 渡邊委員 計画として指定していたが、今回の見直しで除いた地区ということか。
- 下水道班長 お見込みのとおり。今回生活排水処理構想から外した地区として、泉地区、今回陳情にも出ているハッピーハイランドがある成田地区、安沢地区、乙畑地区などが、公共下水道から合併処理の方に変換になっている。
- 渡邊委員 もし、この陳情を採択したとしたら、仮定の話だが、他の地区からもこのような内容でやってほしいとなった場合、矢板市は対応できるか。
- 下水道班長 今回ハッピーの方から市設置型ということで、陳情が出される前に要望も出ており色々検討していたが、やはり、人的にも財政的にも負担が出るということで、ハッピーの方には個別でお願いしていた経緯がある。なのでハッピー以外の地区から出されると、更に負担が増えるということで、難しいと思っている。
- 渡邊委員 もしこの陳情を採択した場合、矢板市の税金、市民から預かった税金は、当初いくら掛かって、毎年いくら掛かるのか。
- 下水道班長 制度自体の国などの本からすると、利用料や起債の償還については交付税措置。個人からの利用料金で回収できると書いてあるが、先程言ったように適正な利用料を試算し

なければならない。あとは交付税が満額措置されるかだが、されないと思う。交付税で元利償還の半分程を措置するとなっているが、実際には交付税は全額入ってこないで、その分は一般会計の負担になる。また、空き家になってしまった場合の利用料の回収をどうするか。市が負担しなければならないのか、その地区の中でもう一度利用料を再設定して負担するのかというような所も課題だと思っている。その辺が財政的な負担になると考えている。

○渡邊委員 具体的な数字が欲しかったが、まだ試算はしていない。矢板市の市民から預かった税金を、その施設を維持管理するために毎年充当していかなければならない施設ということの良いか。

○下水道班長 詳細にいくら負担しなければならないというところまではまだ試算していないが、先程言ったような懸念があるので、一般会計からの繰り入れが多少なりとも出てくると考えている。

○中村久信委員 今色々質疑の中で出てきているが、これは公の事業をすると必ず出てくることで、農業集落排水、また、矢板市の公共下水道、これも同じである。同じ課題があるということは下水道班長として認識しているか。これだけがそういうことが起きるということではないということを確認したいがいかがか。

○下水道班長 確かに公共下水道にしても農業集落排水にしても、一般会計から多額の金額が繰入されているので、これだけではない。

○中村久信委員 ではなぜするか。公共下水道はなぜ過去にしたのか。農業集落排水はなぜそういう事業を行ったのかということに繋がる。要は、まずは環境というものを当然考えなければならない。多くの人達が集まっている所は何らかの形でその水を浄化し、きれいな水にして流そうという意識。国を挙げてやらなければならない。また、そこに多くの人達がいる生活の快適性も上げていく。色々な意味合いでそのような事業を矢板市も行ってきたと思う。そういったところから考えていかなければならない話だと私は思っている。なので、ただ単に、今の費用が掛かる、掛からない、又いくら費用負担を求めるかということも、当然ながらやるとしてもこれからの話であるし、国からの補助交付金がどういう形になるか確定していない話でもある。そのような観点でこの事業が必要か否かということ。

先程言った特殊性ということからすると、200戸位集まったところが一斉に替えていかないとできないという課題を抱えているということを見ると、願意が妥当であるのではないか。

公共下水道の計画区域から外れた所が全てそういう事業でということとは、事情が異なると思っている。そのようなところを是非この委員会でも考慮していただきたい、するべきではないかと思っている。

○今井委員 ひとつ聞きたいが、公共下水道も用途指定地域の進捗率はまだ100パーセントではない。固定資産税含めて都市計画税を我々はずっと負担してきている。ところが今度は用途地域外であっても生活排水整備計画が出来てきて、今言ったような制度資金も含めて、環境、クリーンな水を排出するということで整備していく計画、構想は良いが、そうした時に、我々用途地域内に住む人は最大0.3パーセントの都市計画税がかかっている。整備す

る上でのその地域の人の固定資産税含めて何か財政的な、先程から財政負担、一般会計からの持ち出しという論議が出ているが、こういう部分での論議、整備計画を推進していく上での財源確保の論議は何かあったのか。何もなしで、例えば用途地域外でも人口が密集していればそこは市設置型で、利用料金にしても、何か今までの論議をみていると、とても採算が合わないようなことが書いてある。

○上下水道事務所長（赤羽尚起） この市町村設置型については、市の方では最初から考えていない。元々この陳情の中で地元の方から、このような形のものと逆に提案をされているような形である。最初から普通の浄化槽の補助、合併浄化槽の補助については今まで行っているの、その形で行うということが基にあるが、合併浄化槽の中で市町村設置型を行うか、今までのものを行うかの議論は、市の中ではされていない。通常の今までどおりの合併浄化槽で行うというのが市の方のスタンスである。

○藤田委員 難しい問題だと思うが、過去から集中浄化槽でやってきたハッピーハイランドにおいて、先程説明のあった生活排水処理構想によって、下水道を通すと当初は市側から説明をしていたかと思う。生活排水処理構想を見直したことによって、下水道は通さない。個人の浄化槽ということだと思うが、集中浄化槽でやってきたという経緯を考えた時に、市設置型の個別合併浄化槽への転換はいたしかたないと私個人では思うので、願意妥当だと私は思う。

○佐貫委員 採択の仕方が難しいと個人的に思っていて、お困りの状況を何とか解決してあげたいとは非常に思う。ただ課題解決策が、市設置型個別合併浄化槽が最適なのかどうかはわからない。これまでも農業集落排水や公共下水道が一般会計から出されている。そのような現状があるからこれからも出そうというのは、私は少し違うと思っていて、切れるところはきちんと切って、ここできちんと賄えるようにしよう、一番ローコストでハイリターンなものを考えようとなった時に、お困りのことを解決する、且つローリスク、ローコストでできる方策として、これが最適かどうかはわからない。

願意は非常に採択したい。ただし、これを採択するという事は、この方策を採択するということになる。何とも回答になっていないが、願意はわかるが、これを採択することが最適なのかはわからないのが本心である。最適な課題解決策を考えてくださいというアドバイスを含めて採択できるという方策があるのであればそうしたい。これが最適なのかどうか判断ができないのでわからない。

○大貫委員 前回の委員会で私は採択という意思表示はしてある。いずれにしろ、公共下水道でやる、市設置型個別合併浄化槽でやるということで市の予算の一部を用いてやらなければならない案件である。多くの願意は妥当として前回意思表示をした。ただ方法について、向こうから逆提案のあった市設置型個別合併浄化槽が理想かどうかは判断しかねるところであり、もしかしたらその方法については、再度検討する必要があると思うものの、成田行政区の農業を行っている方への影響や、喜連川地区にもその水が行っていることへの環境的な状況、今の処理場はもう限界であり、大雨が降ったときには大変な状況になっているので、そのことを考えて、私は願意は妥当とするものの、その方法については一部課題はあるが、多くは

願意妥当としたい。

○渡邊委員 矢板市の財政を考えると、従来は5万人、矢板市の人口を増やすという計画で色々な事業計画を立てていたが叶わない話ということで、今現在修正している。従来は矢板市でもやれたけれど、今後はやれない事業がたくさん出てくると思う。たぶんこのままいくと、私たちが元気な内に3万人の人口の市になってしまうかもしれない。更に減ってしまう。従来一般会計から繰出していたものが繰出せなくなってしまうということを考えると、先程聞いたら延伸計画を見直したのはハッピーだけではなく、他の地区もある。ハッピーをそのようにしてあげると、ハッピーをやったのだから私たちも頼むと、見直しをした意味が無くなってしまう。大変厳しいことだと思うが、将来の矢板市の財政を考えたら、出されている意味は分かるが、矢板市がハッピーにお願いしている下水の処理方法で進めていけばいいと考えている。矢板市が言っていることとハッピーが言っていることが違い、私は矢板市側に立つ。

○今井委員 私は、公共下水につなぐというものを採択しておいて、その問題は公共下水道につなげれば、一番費用的に掛からないという個人的なものの見方であった。いずれにしても、ハッピーハイランドは、民間が開発した一つのエリアということで今日までできてしまった。ところが、下水道の利用料を上げるには、あそこでつないだ方が公共下水としては非常に良いのではないかと私自身は思っていた。この件名をみると公共下水道から市設置型個別合併浄化槽への転換への陳情となっている。そうすると、矢板市で先々つなぐと言いつつできずに止めた。生活排水整備構想の中で普通の合併浄化槽と、在の方に行けば個人での合併浄化槽。我々街場でも個人での合併浄化槽もあるが、その中でこの構想を調べていく上での選択肢として、密集している地域では、国のメニューを調べれば市設置型の合併浄化槽が出てくる、そういった形で今回の地域住民からも支援の諸条件をみて出てきていると思う。

いずれにしても問題は、私は一番最初この合併浄化槽、公共下水道でハッピーハイランドうんぬんよりも、コリーナのことが1件あったときに行く行くはこういう問題が起きてくるのではないかとあの時点で不安を持った。

今渡邊委員が言ったように、ではうちの地域もと。どこの地域も民間開発した住宅地の下水関係は老朽化してきている。地域住民も高齢化し、空き家も増えてきている。当然先々のことを考えたときには、陳情を出して市で面倒見てもらう、これから出てくると思う。そういったことを考えると、私は早急にここで結論を出すのは非常に難しい問題で、費用対効果を考えたときに、見直したから無くなってしまったという公共下水が果たして適切なのか、それとも個別の合併浄化槽が適切なのか、市設置型が良いのかということは結論が出しにくい。もう少し私自身に時間が欲しいというのが私の答え。結論は先送りである。

○副委員長 前回の上下水道事務所長の話では、市設置型にした時のその後の管理に対して、職員が2人以上必要とのこと。これが、先程来話があるように、他の所もそうなった場合何人の職員が必要なのか。それと同時に今までの1, 193ヘクタールの内、375ヘクタールしか終わっていない。その掛けたお金が約130億円。全部やった場合305億円掛かる。この費用を矢板市が将来的にどうやって賄うことができるのかといった場合に、市設置型が

果たしてよいのかどうか、先程佐貫委員が言ったようにもう少し考える余地があるのではないかと私は思う。

- 委員長 暫時休憩する。 (14時47分)
- 委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (14時50分)
- 委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

- 委員長 これまで色々な意見をいただいた。まだまだ考えていかなければ、また、研究をしなければならぬ部分がたくさん見えてきた。

これより採決する。陳情第11号は、継続審査とすることに異議ないか。

(異議なし)

- 委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第11号は、継続審査とすることに決定した。

【委員長報告】

- 委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件等は、すべて終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

- 委員長 それでは、私に一任願う。

【閉会】

- 委員長 これで経済建設文教常任委員会を閉会する。 (14時52分)